

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

京都市では、お子さんが市立小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費等を援助する就学援助制度を設けています。

就学援助を希望される方は、保護者の方が直接、申込書等を学校にご持参ください。

1 就学援助を受けられる方

(表1) 次の①～⑥のいずれかに該当する方

受給資格	申込みに必要な書類
生活保護を受けている方 ① 教育扶助 受給 ② 教育扶助 非受給 ③ 令和7年4月1日以降に生活保護が停止又は廃止となった方（世帯変更の場合を除く）	学校に申込書のみ提出してください。
④ 児童扶養手当を受給中の方(※1)	【初めて申請する場合（以下「新規申込み」という。）】 ・ 就学援助申込書 ・ マイナンバー申告書(※3) ・ 申請者のマイナンバーが確認できる書類 （提示のみ※4）
⑤ 経済的理由により就学困難な状態にある方（所得要件あり）(※2) ※ 世帯変更により生活保護が停止又は廃止となった方は、所得要件による審査をします。	【前年度、就学援助が認定されており、7月1日からも継続して認定を希望する場合（以下「継続申込み」という。）】 ・ 就学援助申込書 ・ <u>（マイナンバーを申告していない満16歳以上の世帯員がいる場合）マイナンバー申告書</u>
⑥ その他特別な事情がある方（火災、地震、水害等に罹災された場合など）	学校にご相談ください。

上記太枠内の事由で申請の方はマイナンバーを申告いただき、所得等を調査し認定審査を行います。

※1 所得審査で否認定となった場合でも、児童扶養手当を受給中であれば認定できます。児童扶養手当証書の写しを学校へ提出してください。児童扶養手当の受給を申請中で、受給が決定していない方も、学校に相談のうえ、速やかに申込みに必要な書類をご提出ください。

※2 所得審査で否認定となった場合でも、年度途中の収入等の激減、失業、廃業等の家計急変により認定が可能となる場合がありますので、該当される方は、学校にご相談ください。

※3 6月末までに申請の場合は令和7年1月1日、7月以降に申請の場合は令和8年1月1日時点で京都市に住民票がない方や住民票があっても他都市で課税されている方はマイナンバーによる所得の調査ができないため、公的機関が発行する次の書類のいずれかを提出ください。(Q A 5参照)

- ・ 課税証明書（課税年度の1月1日時点にお住まいの住所地の市町村役場等で発行、京都市の場合は【全項目証明】を区役所等で発行、手数料必要）
- ・ 特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より6月頃に配布）
- ・ 住民税の納税通知書（自営業の場合に市町村から6月頃に送付）

※4 マイナンバーが確認できる書類を申込時に提示してください。確認後すぐに返却します。

個人番号カードの見本



通知カードの見本



※ マイナンバーが確認できる書類が必要な方は、申請者(保護者)1名のみです。

※ マイナンバーが確認できる書類がない場合は、区役所等で発行された住民票記載事項証明書(マイナンバー付き)を提示してください。

※ 通知カードは、記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限りです。

2 認定について

- ・申込みは随時受け付けていますが、土日・祝日等学校休業日は除きますので、ご注意ください。
- ・申込日によって審査基準となる年間所得や認定期間は異なります。

※ 発熱等の体調不良により、下記期日までに提出することが難しい場合は、学校に電話で連絡し、相談してください。

【新規申込み】年度当初からの認定を希望する方は、5月15日までに申込みをお願いします。

申込日	審査基準となる世帯の年間所得	認定期間
4月1日から5月15日	令和6年所得	令和8年4月1日～令和8年6月30日
5月16日から6月30日		申込月の1日～令和8年6月30日
7月1日～令和9年3月31日	令和7年所得	申込月の1日～令和9年6月30日

※ 4月～6月末までに申込みをされた場合、7月以降の審査・認定について、再度の申込みは不要です。

※ 転入生は、転入日から1か月以内に申込みがあり、認定された場合は転入日からの認定となります。

【継続申込み】昨年度に就学援助の対象として認定された方の認定期間は、令和8年6月30日に終了します。

就学援助の継続を希望する方は、5月31日までに申込みをお願いします。

申込期日	審査基準となる世帯の年間所得	認定期間
5月31日まで	令和7年所得	7月1日～令和9年6月30日

3 所得基準額〈(表1)の申込理由④、⑤の認定〉

世帯全員（扶養対象として確認された方及び高校1年生相当以下の方を除く。）の合計所得が〈所得基準額〉と〈加算項目〉の合計以下であれば、就学援助を受けることができます。

(表2) 所得基準額

世帯人数	〈所得基準額〉
2人	1,820,200円
3人	2,331,200円
4人	2,792,700円
5人	3,219,200円
6人	3,573,600円
7人以上	1人につき 354,400円加算

(表3) 加算項目

下記の事情がある場合は、1項目または1人につき23万円を左表〈所得基準額〉に加算。年齢は令和8年4月1日時点。 <u>認定に加算が必要な場合は、学校から改めて根拠書類の提出を依頼しますので、必ず学校の依頼を受けてからご提出ください。</u>	
(ア) 妊婦	→ 証明(母子手帳の写し)必要
(イ) 産婦(出産後6か月以内)	→ 証明(母子手帳の写し)必要
(ウ) 高齢者(70歳以上)	→ 昭和31年4月1日以前生まれの方
(エ) 母子・父子世帯	
(オ) 障害のある方 (身体障害者手帳1～3級、精神障害者手帳1・2級又は療育手帳Aと同程度の方)	→ 証明(手帳の写し等)必要
(カ) 入院・在宅の長期療養者 (3か月以上治療中の方)	→ 証明(診断書)必要
(キ) 22歳未満の子が3人以上 いる世帯(22歳未満の3人目以降1人増すごとに23万円を加算)	→ 平成16年4月2日以後生まれの方

世帯の考え方

- 住民票上、世帯分離されている場合でも、実際に同居している方(二世帯住宅や住所は同じで別棟に住んでいる場合も含む)は、同一生計として扱います。(QA4参照)申込書の「世帯の状況」には、同居している全ての方をご記入ください。
単身赴任やその他のご事情で、別居されている保護者についても、婚姻関係にある場合は、同一生計として扱いますので、「世帯の状況」にご記入ください。
- 離婚手続きや協議等を進めている別居の保護者がいる方は、その事実を確認できる書類の写し(例:離婚調停申立書等の裁判所の書類、離婚について弁護士を依頼していることがわかる証明書等)を提出いただければ、別居の保護者を別世帯として扱うことができます場合があります。該当する方は、学校へご相談ください。離婚手続き等を確認できる書類がない場合は、同一生計として扱います。

所得について

- 所得基準額と照らし合わせる世帯の所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や、確定申告書の「所得の合計額」を参考にしてください。
- 令和6年所得は、給与及び公的年金の所得から最大10万円の所得調整を行いますが、令和7年所得は、税制改正により「給与所得控除」が10万円引き上げられたため、所得調整は終了します。

認定例 (世帯が父・母・小学3年・3才(幼稚園)の4人世帯で母親が妊婦である場合)

<所得基準額>
(表2) 参照
2,792,700円
(4人世帯)

+

<加算項目>
(表3) 参照
230,000円
(妊婦による加算)



世帯の合計所得金額が
3,022,700円以下である場合
就学援助を受けることができます。

4 就学援助の内容 (支給時期はあくまで目安で、申請時期により対象とならない場合や支給が遅れる場合があります。)

支給内容		支給金額 (小学校)		支給金額 (中学校)		支給時期
①学用品費・通学用品費・校外活動費(遠足等の交通費と見学料)【注1】	(前期)	1年	6,670円	1年	12,530円	7月頃から随時
	(後期)	2~6年	7,805円	2,3年	13,665円	
②校外活動費(花背山の家等の宿泊を伴うもの)		実費(一部対象外経費あり)				9月頃から随時
③体育実技用具費(スキー・スケート・剣道・柔道)		授業用で全員が購入することになっている用具の実費(ただし、小・中で種類や金額に制限あり)				11月頃から随時
④新入学学用品費(入学前及び4月認定の新1年生のみ)		64,300円		81,000円		(入学前申込) 3月上旬~中旬 (入学後申込) 5月頃から随時
⑤学校給食費		小学校:給食無償化により保護者負担はありません。 中学校:京都市から直接給食実施業者等に支払いますので、保護者負担はありません。				
⑥通学費 ※距離要件があります		実費(限度額あり)				年3回
⑦修学旅行費 【注2】		22,690円以内		57,910円以内		9月頃から随時
⑧医療援助費		<p><対象疾病> むし歯(中学生のみ対象、小学生は学童う歯対策等の対象のため保護者負担なし)、慢性副鼻腔炎・アデノイド及び中耳炎、トラコーマ及び結膜炎、白癬・疥癬・膿疱疹及び寄生虫病</p> <p>受診時に学校が発行する「医療券(病気治療のおすすめ券)」を医療機関に提出。京都市から医療機関へ直接医療費を支払うため、保護者負担はありません。受診の際には事前に必ず学校へ連絡してください。</p>				
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金		免除(京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います)				
⑩学校生活管理指導表(食物アレルギー用)等作成費 【注3】		小学校のみ実費(上限3,300円)				9月頃から随時
⑪卒業アルバム費		実費(上限11,000円)		実費(上限10,000円)		3月頃から随時

【注1】生活保護(教育扶助)を受給中の方は①のうち、校外活動費(小1,710円、中2,330円12月頃から随時交付)及び⑦~⑨が対象です。

【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合60,910円以内となります。

【注3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。
検査料、診断料、診療情報提供料は対象となりません。

※ 学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。

注意事項：世帯に変更があった際は、必ず学校の就学援助担当者にご連絡ください

就学援助の申請中もしくは認定後に、世帯変更（※）があった場合は、必ず速やかに学校に申し出てください。（※申込書の「世帯の状況」に氏名を書かれた方の結婚・離婚・別居や、「世帯の状況」に氏名が書かれていない方との同居 等）

よくある質問

Q 1. 入学前に就学援助の申込みをしましたが、入学後に再度申込みをする必要がありますか？

A 1. 入学前に申込みをされた場合は、再度申込みをする必要はありません。ただし、入学前に申込みをした時から世帯の状況に変更がある場合は、学校にご連絡ください。

Q 2. 小学5年生の姉が就学援助を受けていますが、新1年生の弟の申込みは必要ですか？

A 2. 必要です。申込書は、1人につき1枚必要になりますので、別途申込みをお願いします。

Q 3. なぜマイナンバーを申告する必要があるのですか？

A 3. マイナンバーを活用して所得金額等を確認することができ証明書の提出が不要となるためです。なお、一度申告いただければ、世帯状況の変更等で所得確認が必要な方（満16歳以上の方）が増えない限り、申告書の再提出は不要です。

Q 4. 二世帯住宅に居住している祖父母（親族）がいますが、世帯分離しています。祖父母（親族）も世帯に含める必要がありますか？

A 4. 世帯分離をしても、二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住していれば、基本的に同一世帯と考えます。ただし、光熱水費の契約が別であれば、別世帯として扱うことができます場合がありますので、学校へご相談ください。

Q 5. 課税証明書を提出する場合、どの年度のものが必要ですか？

A 5. 4月～6月の新規申込みは令和7年度、7月以降の新規申込み及び継続申込みは、令和8年度の課税証明書が必要です。令和8年度の証明書の発行は6月1日以降になりますので、継続申込みの際、証明書の提出が遅れる場合は、学校に連絡いただき、申込書のみ提出をお願いします。

Q 6. 6月に申込みをした場合、認定日はいつになりますか？

A 6. 原則、申請月の1日（6月1日）からになります。ただし、申請月の途中で世帯変更や加算項目の増加等があり、その要件がないと認定できない場合には、申請月の1日からではなく「要件を満たした日」からの認定になる場合があります。

Q 7. 私は配偶者特別控除の対象になっています。私の所得はどのような扱いになりますか？

A 7. 配偶者特別控除の方の所得は、世帯の所得として合算します。

Q 8. 収入が激減しています。就学援助を受けることはできますか？

A 8. 減収した収入状況のわかるものを提出していただくことで家計急変により認定できる場合がありますので、学校へご相談ください。

Q 9. 他の保護者や子どもの友達に、知られたいありません。

A 9. 申請をしたことはもちろん、認定や受給について他の人に知られないようにしています。

お問合せ先

○制度概要について

京都いつでもコール

（電話 ^{みなここ}661-3755）（FAX ^{ごようはここ}661-5855）

年中無休 朝8時～夜9時 おかけ間違いにご注意ください。

○申込みに関する個別相談

ご不明な点があれば、学校までご相談ください。